

五条川リハビリテーション病院・訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人人生寿会が開設する五条川リハビリテーション病院（部署：五条川訪問リハビリ・ステーション、以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を援助するために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人人生寿会 五条川リハビリテーション病院
- 2 所在地 愛知県清須市春日新堀 33 番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容	備考
医師	1人以上	診療・医学的管理	五条川リハビリテーション病院と兼務 管理者は院長
理学療法士	1人以上	訪問リハビリテーション	五条川リハビリテーション病院と兼務
作業療法士	1人以上	訪問リハビリテーション	五条川リハビリテーション病院と兼務
言語聴覚士	1人以上	訪問リハビリテーション	五条川リハビリテーション病院と兼務
事務職員	1人以上	事務	五条川通所リハビリセンター及び五条川 居宅介護支援事業所と兼務

(1) 医師及び管理者

医師は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーションの方針についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。管理者は、従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し原則、国民の祝日は休みとし、祝日及び年末年始の営業日については事前に利用者へ連絡することとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、清須市全域、稲沢市・一宮市・北名古屋市・名古屋市西区の一部の区域とし、事業所から自動車で20分程度の区域を標準とする。

(利用料)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。

- ②事業所における虐待の防止のための運用指針を整備すること。
- ③事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年 1 回以上)実施すること。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第 11 条 事業所は、従業者が適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得及び資質の向上を図るため、年に 1 回以上の研修の機会を確保することとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、病院長（事業所の管理者）と事務長の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1. この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。
- 2. この規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。
- 3. この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。
- 4. この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
- 5. この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
- 6. この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
- 7. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 8. この規程は、令和元年 6 月 1 日より施行する。
- 9. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 10. この規程は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。